

ペットフード安全法の施行期日政令及び施行令（条文）

平成二十年十二月三日

政令第三百六十五号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日は、平成二十一年六月一日とする。

平成二十年十二月三日

政令第三百六十六号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令

内閣は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第二条第一項及び第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（愛がん動物）

第一条 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。

）第二条第一項の政令で定める動物は、犬及び猫とする。

（輸出用愛がん動物用飼料に関する特例）

第二条 法第六条の規定は、愛がん動物用飼料の輸出のための製造、販売又は輸入については、適用しない。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

（農業資材審議会令の一部改正）

第二条 農業資材審議会令（平成十二年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表飼料分科会の項中「（昭和二十八年法律第三十五号）」の下に「及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）」を加える。